

仕 様 書

都市計画局都市景観部景観政策課
(担当：横尾、嶋谷 075-222-3397)

件 名	京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区屋外消火栓設備点検業務委託
契 約 期 間	契約の日の翌日から令和8年7月15日まで
契 約 条 件	<p>1 委託業務名 京都市産寧坂伝統的建造物群保存地区屋外消火栓設備点検業務委託</p> <p>2 契約期間 本業務の契約期間は、契約の日の翌日から令和8年7月15日までとする。</p> <p>3 点検対象 下記所在の屋外消火栓設備2基（「別紙」位置図参照） (1) 京都市東山区下河原通八坂鳥居前下る下河原町489番地2 (2) 京都市東山区八坂鳥居前下る下河原町463番地19</p> <p>4 委託業務内容 (1) 点検 「別表」の点検基準に準じて対応するものとし、各点検対象に該当する項目について点検を行うこと。また、ホースの穴あき点検(通水)を行うこと。 点検作業時には作業状況及び設備の状態がわかるよう、適宜写真撮影を行うこと。 ※ 「点検」とは、屋外消火栓設備が消防法第17条第1項で定める技術上の基準に準じているかどうかを確認することをいう。 (2) 点検結果の報告 点検結果とそれに基づいてとった措置について、「別記様式」屋外消火栓設備点検票により、各点検対象に該当する項目について報告を行うこと。 また、点検の結果不良の判定があった場合は、改善するために必要な措置内容を明らかにし、報告を行うこと。</p> <p>5 点検者の資格要件 受注者は、屋外消火栓設備について消防設備士（甲種・乙種）又は消防設備点検資格者により、消防法第17条の3の3における点検資格を有する者に点検業務を実施させること。</p> <p>6 成果品</p>

受注者は契約期間内に業務を実施し、完了通知書とともに以下の成果品を提出し、本市担当職員の確認を受けること。

なお、成果品はデータによる提出とし、Word もしくは Excel にて加工可能な形式により作成すること。

- (1) 設備点検結果総括表 1部
- (2) 屋外消火栓設備点検票（別記様式）各基1部
- (3) 設備点検者一覧表 1部
- (4) 点検者の資格者証の写し 1部
- (5) 点検状況の写真 1部
- (6) その他京都市が必要と認めるもの

（不良の判定があった場合は、改善するために必要な措置内容を明らかにした報告書等）

7 支払について

支払については成果品の確認後、受注者からの請求に基づき本市の指定する方法により行う。

8 その他

- (1) 委託業務の実施に伴い要する費用は受注者の負担とする。
- (2) 業務の履行に当たっては、建物その他の建造物等に損傷を与えないように十分に配慮すること。

万一、損傷を与えた場合は、発生の原因及び状況等について速やかに本市担当職員に報告し、受注者の責任において適切に復旧すること。

- (2) 受注者は、業務の履行に当たって京都市契約事務規則並びに関係法令を遵守し、本仕様書に基づき誠実に対応すること。

なお、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、本市担当職員と別途協議するものとする。

注 本仕様について不明な点がある場合は、本市の指示に従ってください。

屋 外 消 火 栓 設 備 点 検 票						
名 称					防 火 管理 者	
所 在					立 会 者	
点検種別	機 器 ・ 総 合	点検年月日	年 月 日～ 年 月 日			
点 検 者	氏名		点 検 者 所 属 会 社	社名		TEL
				住所		
点 設 備 検 名	ポンプ	製造者名		電 動 機	製造者名	
		型 式 等			型 式 等	
点 検 項 目		点 検 結 果			措 置 内 容	
		種別・容量等の内容	判 定	不 良 内 容		
機 器 点 検						
水 源	貯 水 槽	種別				
	水 量		m ³			
	水 状					
	給 水 装 置					
	水 位 計					
	圧 力 計					
	バ ル ブ 類					
加 圧 送 水 装 置	ポ ンプ 機 制 御 装 置	周 囲 の 状 況				
		外 形				
		表 示				
		電 圧 計 ・ 電 流 計	V	A		
		開 閉 器 ・ ス イ ッ チ 類				
		ヒ ュ ー ズ 類		A		
		継 電 器				
		表 示 灯				
		結 線 接 続				
		接 地		種接地		
予 備 品 等						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

加 圧 送 水 装 置	ポ ン プ 式	起 動 装 置	直接	周囲の状況					
			操作	外 形					
			部	表 示					
				機 能					
		動 装 置	遠 隔 操 作 部	遠	周囲の状況				
				隔	外 形				
				操	表 示				
				作	機 能	専用 兼用			
		置	起 動 用 水 圧 置	起開	圧力スイッチ	設定圧力	MPa		
				閉装	起動用圧力タンク		MPa		
				水圧	機 能	作動圧力	MPa		
		方 式	電 動 機	外	形				
	回			転 軸					
	軸			受 部					
	機			能					
	ポ ン プ		外	形					
			回	転 軸					
			軸	受 部					
			機	能					
	呼 水 装 置		呼	水 槽			L		
			バ	ル ブ 類					
			自	動 給 水 装 置					
			減	水 警 報 装 置					
	配 管 等	フ	ー ト 弁						
		性	能 試 験 装 置						
	減 圧 の た め の 装 置	高	架 水 槽 方 式			MPa			
圧		力 水 槽 方 式			MPa				
配 管 等	管	・ 管 継 手							
	支	持 金 具 ・ つ り 金 具							
	バ	ル ブ 類							
	ろ	過 装 置							
	逃	し 配 管							

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 - 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 - 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 - 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

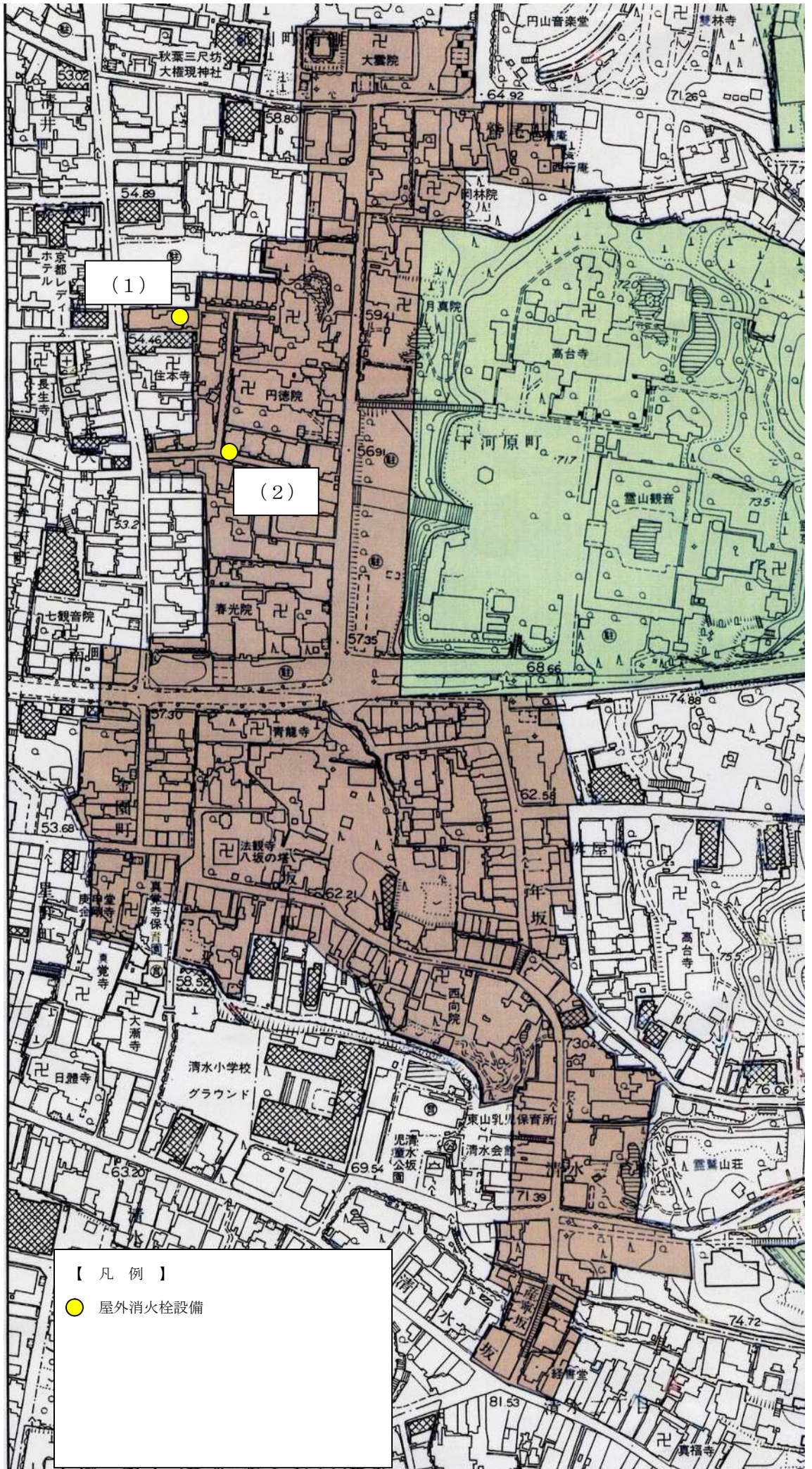
別記様式

屋外消火栓設備（その3）

屋外消火栓箱等	屋外消火栓箱	位置・周囲の状況						
		外形						
		表示						
	ホース・ノズル	外形	ホースノズル径 m × 本 m					
		ホースの耐圧性能						
	屋外消火栓	周囲の状況						
		外形						
		標識						
		消火栓開閉弁						
	始動表示灯							
耐震措置								
総合点検								
ポンプ方式	起動性能等	加圧送水装置						
		表示・警報等						
		電動機の運転電流	A					
		運転状況						
	放水圧力	MPa						
	放水量	L/min						
	減圧のための措置							
高架水槽方式・圧力水槽方式	放水圧力	MPa						
	放水量	L/min						
	減圧のための措置							
備考								
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

(別紙) 屋外消火栓設備位置図



屋外消火栓設備の点検の基準

1 機器点検

次の事項について確認すること。

(1) 水源

ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 水量

規定量が確保されていること。

ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

カ 圧力計(圧力水槽方式のものに限る。)

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 直接操作部

(a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

(b) 外形

変形、損傷等がないこと。

(c) 表示

適正であること。

- (d) 機能
正常であること。

b 遠隔操作部

- (a) 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがなく、操作部が消火栓箱内部又はその直近に設けられていること。

- (b) 外形
変形、損傷等がないこと。

- (c) 表示
適正であること。

- (d) 機能
正常であること。

c 起動用水圧開閉装置

- (a) 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

- (b) 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

- (c) 機能
作動圧力値が適正であること。

(ウ) 電動機

- a 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

- b 回転軸
回転が円滑であること。

- c 軸受部
潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

- d 軸継手
緩み等がなく、機能が正常であること。

- e 機能
正常であること。

(エ) ポンプ

- a 外形
変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

- b 回転軸
回転が円滑であること。

- c 軸受部
潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

- d グランド部
著しい漏水がないこと。

- e 連成計及び圧力計
正常に作動すること。

- f 性能
適正であること。

(オ) 呼水装置

- a 呼水槽
変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

- b バルブ類
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

- c 自動給水装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
- d 減水警報装置
変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。
- e フート弁
吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。
- (カ) 性能試験装置
変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。
- イ 高架水槽方式
変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。
- ウ 圧力水槽方式
変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止装置が正常に作動すること。
- (3) 減圧のための措置
減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。
- (4) 配管等
 - ア 管及び管継手
漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
 - イ 支持金具及びつり金具
脱落、曲がり、緩み等がないこと。
 - ウ バルブ類
漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。
 - エ ろ過装置
ろ過網の変形、損傷、異物の堆積等がないこと。
 - オ 逃し配管
変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。
- (5) 屋外消火栓箱等
 - ア 屋外消火栓箱
 - (ア) 位置及び周囲の状況
屋外消火栓からの距離が適正であり、周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
 - (イ) 外形
変形、損傷等がなく、扉の開閉が容易にできること。
 - (ウ) 表示
適正であること。
 - イ ホース及びノズル
 - (ア) 外形
ホース及びノズルは必要本数が正常に収納され、変形、損傷、著しい腐食等がなく、接続部の着脱が容易にできること。
 - (イ) ホースの耐圧性能(ホースの製造年の末日から10年を経過した日以降に点検を行う場合に限る。ただし、ホースの耐圧性能に関する点検を行ってから3年を経過していない場合を除く。)
所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は著しい漏水等がないこと。
 - ウ 屋外消火栓
 - (ア) 周囲の状況
周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。
 - (イ) 外形
漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、地下式消火栓にあっては格納ピットの蓋等の開閉が容易にできること。
 - (ウ) 標識
適正に設けられていること。

(エ) 消火栓開閉弁

開閉操作が容易にできること。

エ 始動表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯すること。

(6) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

2 総合点検

非常電源に切り替えた状態で起動させ、任意の屋外消火栓により放水し、次の事項について確認すること。

(1) ポンプ方式

ア 起動性能等

(ア) 加圧送水装置

正常に作動すること。

(イ) 表示、警報等

適正に行われること。

(ウ) 電動機の運転電流

適正であること。

(エ) 運転状況

運転中に不規則な若しくは不連続な雑音、異常な振動又は発熱等がないこと。

イ 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

ウ 放水量

規定量以上であること。

エ 減圧のための措置

機能が正常であること。

(2) 高架水槽方式及び圧力水槽方式

ア 放水圧力

規定圧力範囲内であること。

イ 放水量

規定量以上であること。

ウ 減圧のための措置

機能が正常であること。